

2012年改訂版について

2010年改訂版を出版した2010年6月から2年が経過しようとしています。この2年間の中国経済の主な動きは、ギリシアの財政破綻とイタリアの財政危機等によるEUの深刻な財政問題、これに伴う中長期的な経済不況により、中国企業は欧州諸国への輸出危機に直面しました。中国国内の経済格差は益々拡大しており、経済成長の阻害要因となりつつあります。これに対して、中国政府は、国内経済の舵取りを輸出振興政策を前提とした重工業化政策から、国内消費需要を喚起するとともに国際競争力を持つサービス産業の育成と発展に重点を置いた産業政策を展開しようとしています。

このような経済的背景を前提として、2011年3月に全人代で第12次5カ年規画が決議され、経済発展方式の転換スピードを早めることが確認され、高度な経済構造、先端技術、クリーンで安全な生産技術、高付加価値、就業能力の高い現代産業体系の構築が当面の緊急課題とされました。同月に、国家発展改革委員会から産業構造調整指導目録（2011年版）が公布され、2011年12月にはこれに対応した外国投資産業指導目録（2011年改訂版）も発表されました。

中国政府は、2011年6月には個人所得税法の実施細則を改正して課税起算点を2000元から3500元に引き上げ、税率表も9等級から7等級に変更して、低所得階層の税金負担を軽減すると同時に富裕層の税金負担を重くしました。2011年10月には国務院の常務会議で、これまで営業税が課税されていたサービス業について増値税課税に改正する改革実験を決議しました。この改革実験は2012年1月から上海市で実施されていますが、先端的な製造業、IT産業、現代物流業等ととりまく交通運輸と現代サービス業の税金負担を軽減して、国際競争

力を有するサービス産業を振興する基本政策に基づいたものです。

企業会計の動向としては、財政部は2006年に国際会計基準にほぼ準拠した企業会計準則を制定しました。2007年に上場会社、2008年に金融機関、中央国有企業、2009年に地方別に大中型企業等とその適用範囲を拡大してきました。

2011年10月に財政部は第12次5カ年規画にわたる会計改革を公表して、2013年1月から小企業会計準則を小企業に適用するとともに、すべての大中型企業には企業会計準則を適用する二つの企業会計準則を確立することを宣言しています。この動きによって、日本企業の中国子会社に対する企業会計準則の適用が強制されつつあります。また、中国経済の発展と中国企業の国際競争力強化のために新たな原価計算制度を確立することも発表されました。

2012年改訂版では、このような経済の流れに沿って最新の投資法規、税務法規、会計法規を紹介しています。今回、全面的に書き直した主な改訂箇所は次のQ & Aです。

- Q 7 2011年版外国投資産業指導目録
- Q 14 中国内資会計事務所
- Q 19 現物出資資産の評価
- Q 22 投資性会社の資本組入
- Q 32 最近の税制改正
- Q 40 最近の租税優遇政策
- Q 96 中国の法定社会保険料
- Q 97 給与所得の税額計算
- Q 111 営業税から増値税への改革実験

- Q 112 上海の実験実施弁法
- Q 113 中国の会計制度
- Q 114 小企業会計準則
- Q 115 企業会計準則と小企業会計準則
- Q 120 貸借対照表の様式とその見方
- Q 121 所有者持分変動計算書の様式とその見方
- Q 122 損益計算書の様式とその見方
- Q 123 キャッシュフロー計算書の様式とその見方
- Q 143 中国の伝統的原価計算
- Q 144 原価計算制度の公開草案
- 以上が2012年改訂版の概要です。本書は2012年2月末までに中国で公表された法律法規に基づいて作成していますが、すべての関係法規とその改正事項を網羅しているわけではありませんので、実務に当たっては現地関係当局に事前にご確認ください。よろしくお願いいたします。
- 本書は、中国投資全般について、簡単に全体像が把握できるように構成されていますので入門書としてご利用ください。最後に、日中国交正常化40周年の佳節を迎えて、本書が日中両国の健全な経済関係の発展に役立つことを強く念願し、本書の出版にご尽力いただいた蒼蒼社の皆様に感謝を申し上げます。

2012年3月5日
 公認会計士 近藤 義雄